ＪＲサービック労働組合
ジャストニュース
No.８２
２０２５年７月１０日
ＪＲサービック労働組合
発行責任者　柳楽　　関

熱中症で死傷者を出すな！

７月１０日、ＪＳ労は会社に「暑さ対策における緊急申し入れ」を行いました。これは、７月８日に新大阪駅ホームにおいて、新大阪第二事業所の管理者がホーム上で倒れ、緊急搬送される事象が発生したからです。今回のような駅のホームに関わらず、気温が４０℃を超える作業場所は、車両所や引き上げ線のサービスデッキ等、熱中症を発症するリスクが極めて高い危険な箇所が複数個所あります。さらに今年は、例年を上回る猛暑が予想されており、全作業者の安全と健康を守るためにも早急な対策を講じる必要性があります。

暑さ対策における緊急申入れ！

１．７月８日の緊急搬送について詳細を明らかにすること。

２．各事業所における熱中症対策を具体的に明らかにすること。

３．急病人対応時のマニュアルを明らかにすること。また、社員への周知について明らかにすること。

４．消防署による年一回の救急救命講習会等を必ず行うこと。

熱中症対策の義務化とは！

今年の６月１日から職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止するため、以下の３点が事業者に義務付けられました。そして、企業が対策を講じなかった場合は、「６か月以下の懲役または５０万円以下の罰金」が科される可能性があります。

・「体制整備」とは、熱中症が疑われる症状を迅速に把握できる報告体制の整備をすることで、例えば、現場のマネージャーやチーフが定期的に作業員の体調を確認し、異常が見られた場合にはただちに上長に連絡が入る仕組みのことです。
・「手順作成」とは、熱中症は初期対応が生死を分けるため、重篤化を防ぐために応急処置の手順をマニュアル化することです。例えば、作業離脱、身体冷却、体温の低下処置、水分補給、医療機関への搬送等を明記します。
・「関係者への周知」とは、報告体制や対応手順を整備しただけでは不十分であり、全従業員に対して内容を正しく周知することも法令の中で求められています。具体的には、点呼での共有や訓練・研修を通じて、関係者全員に周知できる体勢を整えることです。
この周知義務は、雇用形態に関係なく発生し、外国人労働者にも適用されるため、多言語でのマニュアル整備も求められています。

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp